■入札制度改正のお知らせ

本市の建設コンサルタント業務における最低制限価格制度等の改正を行います。 令和元年9月1日以後に行う入札の公告又は指名通知に係るものから適用します。

▋■【改正する制度】

- 1 松本市最低制限価格制度
- 2 松本市低入札価格調査制度

▋■【改正の内容】

●「地質調査に係る業務」における**最低制限価格**の設定に用いる算入率の見直し

_	● 地質問任に你の未切」に切りの取る時候画伯の設定に用いる非八千の光色と			
		最低制限価格		
		改正前	改正後	
-		【地質調査に係る業務】	【地質調査に係る業務】	
	算	設計金額における	設計金額における	
	入	• 直接調査費× 1. 0 0	・直接調査費×1.00	
		・間接調査費×0.90	・間接調査費×0.90	
	率	•解析等調査業務費×O.8O	•解析等調査業務費×0.80	
		▪諸経費× <u>0.45</u>	・諸経費× <u>0.48</u>	

- ●「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」における最 低制限価格の算定方法から「技術経費を用いる場合」を削除
- ●「測量に係る業務」における**低入札価格調査基準価格**の設定範囲(上限・下限値)の上限値の引上げ(特に必要と認めるものについてのみ)

	調査基準価格	
	改正前	改正後
上	予定価格の85~90%	予定価格の85~90%
限· 下 限 値	ただし、契約管財課長等が特に必要と認めるものについては、予定価格の60~80%(地質調査に係る委託業務の場合は2/3~85%)の範囲内とすることができる。	ただし、契約管財課長等が特に必要と認めるものについては、予定価格の60~80%(<u>測量に係る委託業務の場合は60~82%、</u> 地質調査に係る委託業務の場合は2/3~85%)の範囲内とすることができる。

※ 建設コンサルタント業務については、通常「最低制限価格制度」を適用し、原則として設計金額が50万円を超える競争入札を対象とします。